

先進国における外国人家事労働者の増加要因の国際比較分析

伊藤善典
(一橋大学経済研究所)

【要旨】

近年、先進国では、高齢化等により介護ニーズが増加する中、外国人家事労働者の増加が見られる。日本でも、外国人家事労働者導入の検討の開始が閣議決定された。しかし、先進国の全てで外国人家事労働者を受け入れているわけではない。南欧や東アジアの家庭では多数働いているが、北欧ではわずかである。本研究では、先行研究の成果を活用しつつ、多国間比較を行うことにより、外国人家事労働者の需要につながった要因を抽出し、先進国全体として一般化を図った。その結果、家事労働者が多い国の特徴は強い家族主義であり、介護サービスが不十分な中で、国民負担を増やさず、女性就労を拡大させる方策が安価な外国人家事労働者の活用であったことがわかった。日本でも、南欧等と同様の状況が見られ、女性就労が増加すれば、外国人家事労働者の需要につながる可能性があるが、その活用の是非は、長期的な持続可能性の観点から検討されるべきである。

1. はじめに

近年、先進国では、高齢化等により介護ニーズが増加する中で、外国人家事労働者の増加が見られる。日本でも、2014年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」により、外国人家事労働者導入の検討が始まった。経済財政諮問会議では、女性の家事・育児の軽減が議論されたが、他の先進国では、家事労働者の仕事は育児というより、要介護高齢者の生活支援や身体介護である。育児支援では保育サービスの整備等が進められているが、介護保険は抑制の方向にあり、外国人労働者の導入はむしろ介護との関連で議論すべき課題と考えられる。ただし、先進国の全てで外国人を活用しているわけではない。南欧や東アジアでは外国人家事労働者が多数働いているが、北欧では少ない。

それでは、国によってこのような違いが生じている理由は何であろうか。外国人家事労働者が多数働いている国では、その増加につながる社会経済的要因が存在するとともに、政策や制度が受入れを促進しているのではないか。本研究は、このような問題意識に立って、多国間比較により、先進国において外国人家事労働者が増加した共通の要因を抽出し、その一般化を図るとともに、日本の現在の立ち位置を確認することを目的とする。

外国人家事労働者については、各国への流入が活発化し始めた1990年代から、欧州を中心に多数の研究が行われてきた。それらの視点は、人権の保護、ケアレジーム、ジェン

ダー、増加要因の解明等であるが、本研究は最後の部類に入る。欧州では、Bettio et al.(2006)が南欧における「家族モデル」から「家族の中の移民モデル」への転換を明らかにし、その要因として、家族主義の強さ、女性就労の増加、寛大な現金給付等をあげた。Van Hooren(2008)は、公的介護支出が小さいか、現金給付の使途に規制がない国では外国人労働者が多く、不法就労者の正規化のような政策は、外国人労働者の流入の原因というより結果であると指摘した。他方、東アジアでは、安里(2006)等が家族主義や介護・労働制度との関係を指摘している。両地域の状況には似た面もあるが、異なる面もある。議論の一般化を図るためには、先進国全体を通じた分析が必要となるが、先行研究の多くは各国研究であり、比較はあっても欧州の少数国に限られ、地域を超えたものは少ない。このような状況は、比較可能なデータが少ないことと関係する。政府の公式データはないか、合法的就労のみである。ILO(2013)は世界の家事労働者数を報告したが、不法就労を含まず、データがない国もある。同報告は、家事労働は外国人労働者と密接に関係するが、その割合の信頼できる推計は困難であると言う。このため、統計データによる直接的な分析は難しいが、国際機関のデータを統一的な指標としつつ、多数の質的研究の成果を体系的に整理することにより、共通する要因を抽出することはある程度可能と考えられる。

分析に当たっては、外国人家事労働者を家事労働者と外国人労働者に概念上区別した上、それぞれの増加要因を考察する。その際の視点としては、家族主義を中心に置く。Esping-Andersen(1999)は、最大の福祉義務を家族に割り当てる体制を家族主義的福祉レジームと呼んだが、家族主義がない国ではそもそも子が親を介護することはなく、その代替機能を持つ家事労働者への需要も生じない。家族主義は他の様々な要因と結びつき、その需要に影響を与えていると考えられる。

本研究の対象とする国は、外国人家事労働者の流入国で、かつ、一定の情報が得られる22の先進国である。外国人は外国生まれの者を指し、家事労働者とは、ILO(2013)によれば、家庭に直接雇用されるか、事業者から派遣されて生活上の様々な仕事を行う者である。前者が多く、住込み又は通いで働く。育児を行うオーペアも含まれるが、少数である。事業所で働く介護労働者の多くは専門職であるが、家事労働は単純労働に位置付けられる。

2. 外国人家事労働者の状況

ILO(2013)の推計では、2010年の18先進国の合法的な女性家事労働者数は260万人であり、女性雇用の1.3%を占める。1995年の287万人(1.7%)から若干減少した。理由としては、低賃金の家事労働に従事しようとする国内出身者が減少したこと、家事労働者の代替である介護・保育サービスの整備が進んだこと等が考えられる。他方、1990年代以降、グローバル化、ソ連崩壊、EU拡大等を背景に国際労働移動が活発化し、南欧、ドイツ等に不法就労を含む外国人家事労働者が大量に流入した。合法的な家事労働者は、例えば、スペインでは75万人(2010年)、イタリアでは42万人(2008年)であるが、いずれも1995年から倍増し、その大半を外国人女性が占めている(ILO, 2013)。

不法就労(推計)を含め、各国を外国人家事労働者の多寡によって分類すると[表1]、A) [表1]外国人家事労働者が多い国(人口比が0.5%以上と考えられる国)は、ポルトガルを除く南欧、オーストリア、ドイツ、シンガポール、台湾であり、その存在が社会的議論となって

いる。B) 比較的多い国（人口比 0.1～0.5%程度）はポルトガル、フランス、ベルギー、北米、韓国であり、C) 少ない国（人口比 0.1%未満）は、イギリス、オランダ、北欧、オセアニアである。イギリスについては、外国人家事労働者の多くは外交官等の帯同者であるため、C に分類した。結果として、国内出身者も含む合法的労働者の女性雇用に占める割合も、A・B では大きい国、C では小さい国が並んだため、家事労働者全体としても、A・B では多く、C では少ないと考えることができる。なお、外国人家事労働者の多寡は、外国人人口比率と関係していない。また、北欧等には外国人の介護労働者が多数いるが、家事労働者は少ない。外国人が多数を占める不法就労の家事労働者は、合法的家事労働者が多く、また、不法滞在者が多い欧州の大陸諸国で目立ち、国内出身者の減少を補っている可能性がある。他方、入国管理が厳しい東アジアやオセアニアでは、不法就労者は少ない。

3. 家事労働者の需要につながる社会経済的要因

以上のような状況を踏まえ、まず、家事労働者の需要に影響を与える要因を分析する。具体的には、家族主義、介護サービス、女性就労及び高齢化が考えられる[表 2]。

[表 2]

家族主義との関係については、法的な親の扶養義務は、家事労働者が多い A・B にはあるが、C にはない。法的扶養義務は、伝統的な社会規範を踏まえて法制化され、短期には変化しない家族主義の強靭さを示すものと言える。EU の世論調査による「親の心身の状態が悪化し、1人で生活することが困難になった場合、子と同居すべきと考える者の割合」を見ても、A では大きく、C では小さい。実際にも、家族主義が強い南欧では家族が長時間介護を行うが、親の介護は国の責任である北欧では、介護したとしても短時間である。介護サービスとの関係では、介護施設利用割合や 1人当たり支出は、一部を除き、A・B で小さく、C で大きい。介護サービスの未整備は家族主義の強さと裏表の関係にあり、家族主義が強い国では、家族介護を前提に制度が構築されていると考えられる。

個々に見ると、イタリアでは、80歳以上の4割が家族と同居し、介護を受けている(Van Hooren, 2012)。他の南欧やオーストリアも似た状況にあるが、家族主義の強さは、補完性原理等のカソリックの社会教説と密接な関係にある(Schneider and Trukeschitz, 2008; Van Hooren, 2008)。シンガポールでは、高齢者のほとんどが子と同居して介護を受けており(Choon et al., 2008)、親は扶養義務を果たさない子を訴えることができる(Ting and Woo, 2009)。台湾や韓国でも儒教思想が強く、親の扶養と介護は子の法的義務である(陳, 2007; 金, 2008)。ベルギーの高齢者は、介護サービスを利用しつつ、親族や友人からも多くの介護を受けている(Willemé, 2010)。アメリカでも高齢者の多くが家族等に介護されており(Martin et al., 2009)、30州で子の責任が法定され、12州では扶養義務違反に罰則がある(Ting and Woo, 2009)。カナダでも、全州で扶養義務がある(Ting and Woo, 2009)。

このような中で、家族主義が強い国では、家族自ら介護できない場合、家事労働者を雇うことで、理想的な家族介護モデルを維持することができる(Bettio et al., 2006)。イタリアでは、家族介護者の7割はどんな状況でも親を施設に入れたくないと考えている(Shutes and Chiatti, 2012)。シンガポールでは施設入所に代えて家事労働者を雇うことで、家族主義を維持し(Huang et al., 2012)、オーストリアでも家事労働者を一種の家族とみなして、規範的な介護モデルの存続させた(Weicht, 2010)。ドイツでは親を施設に入れることは社

会的に拒否され(Lutz and Palenga-Möllenbeck, 2010)、台湾や韓国でも親不孝であるとして抵抗感が強い(陳, 2007; 金, 2008)。台湾では、家事労働者の雇用は、伝統的規範を維持しつつ介護を外部化できる、社会的に認められた選択肢である(安里, 2008)。

他方、Cの北欧では介護サービスが整備され、脱家族化が進んでいる。スウェーデンでは介護サービスが女性就労を支え、女性の役割についての伝統もない(Lyon and Glucksmann, 2008)。家族の役割は、デンマークでは高齢者への社会的支援であり(Schulz, 2010)、ノルウェーやオランダでは介護サービスの管理である(Mestheneos and Triantafyllou, 2005; Van Hooren, 2012)。ただし、イギリスやオーストラリアでは家族主義が比較的強く、介護は主に家族等が行っている(Cangiano et al., 2009; Hugo, 2009)。

このように、家族主義が強い国では、子が親を介護すべきという社会規範があり、介護サービスが整備されない傾向があるため、家族介護が難しくなると、その理想を維持するための代替策として家事労働者を雇うことになる。他方、家族主義が弱い国では、そのような規範意識はなく、家事労働者の必要性も小さい。北欧で家事労働者への需要が小さい理由の一つは、介護が公的に提供されるためである(ILO 2013)。

次に、女性就労については、次のように考えられる。一般的には、介護時間が長いと、フルタイム労働は難しく、短時間労働さえ危ういが、介護時間が短ければ、短時間労働で対応しうる。長時間介護を行う者が多い南欧や東アジアでは、介護を担う中年女性の労働力率は低く、短時間労働比率も低い。シンガポールでは、親を介護する場合、退職するか労働時間を短縮する(Choon et al., 2008)。韓国でも同様であるが、前者を選ぶ傾向がある(OECD, 2011)。ギリシャでも、女性労働力率の低さはその義務と関係する(Lyberaki, 2008)。このような国では、女性の就労意欲が高まると、介護サービスは直ちには増加しないため、家事労働者の需要につながりやすい。なお、介護時間が中程度のCのオランダでも、労働力率は大幅に上昇したが、一定の介護サービスが存在することに加え、多様な働き方が可能であるため、親の介護が必要となっても短時間労働で対応できた(Lyon and Glucksmann, 2008)。オーストラリアでも、同様であった可能性がある(OECD, 2011)。

高齢化については、その進行はA・Bで速く、Cでは緩やかであるが、要介護状態になりやすい75歳以上人口の割合(高齢化率)は各国様々である。

以上について、各要因の相関の強さを確認し、推論を補完するため、合法的労働者のみの、かつ、欠損値の多い不完備データではあるが、ILOによる14か国の1999~2008年のデータを用い、各国の異質性を踏まえつつ、家事労働者の増加要因について固定効果分析を行った[表3]。被説明変数は家事労働者の女性雇用に占める割合とし、説明変数は、①45~54歳女性労働力率、②法的扶養義務のある国での女性労働力率、③介護支出及び④高齢化率とした。分析の結果、①との間では有意な関係は見られなかったが、②との間では有意な正の相関があり、女性労働力率が同様に上昇しても、法的扶養義務のある国では家事労働者が増加する傾向が見られた。介護支出との関係は有意でないが、偏回帰係数の符号は負であった。高齢化率との関係も有意でなく、符号も負であるが、その理由として、家事労働者の雇用以外の対応手段の存在、育児支援を行う家事労働者の減少等が考えられる。

なお、女性の労働参加は、1960~70年代以降、多くの国で増加したが、北欧やアメリカでは1990年代前半に既に高水準に達し、頭打ちとなった。他方、南欧、ドイツ等では元の水準が低く、1990年代以降も労働力率の上昇は続き、家事労働者の需要も拡大した。た

だし、韓国では、女性雇用の多くは非正規で、労働力率は増加せず、家事労働者は必要とされなかった(Lee, 2006)。また、ポルトガルでは、男性の軍事徴用等のため、1970年代に女性が労働力化されたため(Tavora, 2012)、労働力率の増加は南欧の中では小さかった。

4. 外国人家事労働者の増加要因

次に、家事労働者の中でも特に外国人が増加した要因を考察する。一般的には、外国人が増加する前は、家事労働者の多くは国内の農村出身の女性であった。イギリスでは、18～19世紀に産業化や中産階級の出現により、農村女性が一般家庭でメイドとして働き始めた(Cox, 2006)。ポルトガルでは、女性が住込みで働く伝統があり、今でも自国民が家事労働者の多数を占めるが、女性就労の増加に伴い、住込みを嫌がらない教育水準の低い女性の労働市場が形成されるとともに、外国人労働者が流入してきた(Wall and Nunes, 2010)。ギリシャでは、1950～60年代、都市部の中所得層が出稼ぎ労働者をメイドとして雇ったが、今では外国人女性が介護ニーズに対応している(Lyberaki, 2008)。他方、移民国家であるニュージーランドでは、第2次大戦後、女性移民による家事労働は消滅したが、近年、女性就労が拡大する中で外国人労働者が再び増加している(Callister et al., 2009)。

外国人家事労働者については、一般的には、思いやりがある、信頼できる、長時間や夜間の勤務も行う等の理由で雇主の評判はよい。そして、低賃金でも雇用できるということが実際の需要につながっている。それが闇労働であれば、社会保険料や税を納める必要もない。労働条件は相対交渉で決まるが、現金給付があったとしても家庭の支払能力は低いいため、低賃金とならざるを得ない。韓国では、住込み外国人の賃金は国内出身者の8割以上であり、需要が増えなかった一因であるが(Lee, 2006)、一般的にはかなり低い。イタリアの未経験の住込みの場合、賃金は全産業平均の4割であり(Bettio and Verashchagina, 2010)、台湾でも国内出身者の3分の1で済む(大野, 2010)。しかし、それでも入国後間もない外国人は、アクセスが容易な家事労働を選ぶ(Eurostat, 2011)。結局、公的支出の節約により、家庭が負担しきれない費用の一部が低賃金の形で外国人に転嫁されている。

外国人の増加につながった政策・制度としては、マクロ的な供給確保策である入国管理政策とミクロレベルでの現金給付、労働規制等がある[表2]。

まず、入国管理については、外国人が家事労働者として入国・就労するルートは、次の4つである。第1と第2がAとBの一部で、第3と第4がBとCで見られる。

第1に、外国人労働者の数量割当制度、二国間協定等による特別なルートである。イタリアでは、2008年、他の職業の割当を廃止する一方、家事労働者の割当人数を引き上げた(Fedyuk, 2014)。スペインでも、家事労働は不足する職業として割当の対象となる。これらの国では、特に家事労働者への需要を理解し、割当制度を通じて入国を認めてきた(中島, 2012)。ギリシャでも、割当の9割以上を家事労働者が占める(FRA, 2011)。シンガポールでは、女性の労働参加を促すため、1978年に外国人家事労働者が合法化され、台湾でも、介護と就労の両立支援のため(安里, 2008)、1992年に外国人家事労働者が導入され、二国間協定により労働許可がなされてきた。カナダでは、女性就労拡大に対応して、1992年に住込みケアギバープログラムを導入し、家事労働者の受入れを計画的に行っている。韓国では、2002年に韓国系中国人に限って家事労働者の受入れ(特例雇用許可)を開始した。

第2に、不法滞在者が闇市場を通じて家事労働に就くルートであり、南欧、ドイツ、オーストリア等で見られる。イタリアには割当制度があるものの、行政手続に時間がかかるため、不法滞在者が雇われる傾向がある(Castagnone et al., 2013)。また、家事労働ニーズの増加、大規模な闇市場や移民社会のネットワークの存在に加え、正規化を繰り返したことは、次への期待を高め、強いプル要因となった(Bettio et al., 2006)。欧州では、1990～2008年の間、ギリシャで6回、スペイン、ポルトガルとイタリアで5回、オーストリアで2回、正規化プログラムが実施され(Brick, 2011)、多数の家事労働者が合法化された。イタリアでは、福祉における家族の重要性が強調されつつ、正規化の際、家事労働者が優遇されてきた(宮崎, 2013)。ドイツでも「家族の中の移民モデル」は公然の秘密であり、規制が求められることはない(Lutz and Palenga-Möllenbeck, 2010)。

第3に、一般の労働許可による入国ルートである。しかし、労働市場テストが要求されるなど、実際には許可が下りない国が多い。移民に寛容なスウェーデンや住込みに限って許可を行うベルギーは、例外である(FRA, 2011; Michielsen et al., 2013)。イギリスでは、EU域外からの帯同者に永住を認める等寛容な措置を講じてきたが、移民増加に反対する世論を背景に、2012年から滞在期間を半年に制限し、永住等も認めないこととした。

第4に、難民、家族再統合等の理由で合法的に入国した者が家事労働に就くルートである。アメリカには正規入国ルートがないにもかかわらず、多数の外国人家事労働者がいるが、他の分野に比べ特に不法就労が多いわけではない(Martin et al., 2009)。フランスやベルギーの外国人家事労働者の多さは、戦後の旧植民地からの移民流入が関係している。

このように、家事労働への需要が大きい国では、明示的又は黙示的な入国管理政策により外国人労働者の供給が確保されてきた。南欧では、合法化を図る一方、不法就労者の流入を止めなかった。東アジアやカナダでは、受入数を需要に応じてコントロールしている。

ドイツでは、介護需要と財政制約の解決策として不法就労の実態を意図的に無視してきた(Lutz and Palenga-Möllenbeck, 2010)。形は異なるが、いずれも介護家庭の切実なニーズを踏まえた対応である。外国人家事労働者は、経済的かつ実用的で、イデオロギー的にも望ましい、政治的なその場凌ぎの手段となる(Huang et al., 2012)。

次に、多くの国で、要介護状態を要件とする現金やこれに類する給付が存在するが、その仕組みも家事労働者の雇用に影響する。給付対象は要介護者又は家族介護者であり、前者の場合、家族の就労意欲が強いと、家事労働者の雇用につながり、後者の場合、介護の機会費用を低下させ、家族介護が促進される。支給形態には金銭の支給と用途制限のあるバウチャーがあり、前者の場合、誰をどのように雇うか自由に決められるため、不法就労外国人の雇用に向かいやすいが、後者では、指定事業者等から選ぶ必要がある。

要介護者向けの規制のない現金給付がある国は、Aで多い。スペインでは、現金は介護サービスが入手困難な場合の例外であるが、自治体はサービスの整備よりも安価であるため、また、家庭も外国人を雇うため、現金を選ぶ(Bettio and Verashchagina, 2010)。イタリアでは、寛大で規制のない現金が普遍的に支給されるが、住込み労働者を雇うには十分でなく、闇市場が利用される(Bettio and Verashchagina, 2010)。ドイツの介護保険による現金にも規制がないが、現物給付の半分の価値しかないので、闇市場の利用が増加した(OECD, 2011)。オーストリアでも同様である(Schneider and Trukeschitz, 2008)。他方、シンガポールや台湾では、家事労働者は合法的に入国するが、現金給付はその雇用に自由に使用で

きる(Choon et al., 2008; Nadash and Shih, 2013)。なお、ポルトガルでは、ジェンダー平等の観点から現金給付は少なく(Bettio and Verashchagina 2010)、家事労働者の雇用は高所得層に限られており(Wall and Nunes, 2010)、他の南欧に比べると、外国人は少ない。したがって、規制のない現金給付は、入国管理政策により供給が確保される限り、外国人家事労働者の雇用を促すと言えよう。他方、B・Cの国では、不法就労防止に向けた工夫が見られる。フランスのバウチャーは、家事労働での雇用促進と専門職化を目的とし(Condon et al, 2013)、ケアプランに沿って支出される(Bettio and Verashchagina 2010)。イギリスのダイレクト・ペイメントも同様に支出され、家事労働者の雇用には契約が必要であるため、不法就労は生じていない(Cangiano et al., 2009)。オランダの介護保険による現金でも、契約と支払実績の説明を要するため(Pavolini and Ranci, 2008)、闇市場の出現は防止されている(Van Hooren, 2008)。ベルギーでは、バウチャーの導入により不法就労が正規化され、家事労働者の雇主は家庭からバウチャー会社に移った(Michielsen et al., 2013)。

また、労働規制における家事労働者の扱いについては、その使い勝手のよさを維持し、労働コストの増加を防ぐため、適用除外とする国もある。台湾では、家事労働者(看護工)は住込みで夜間・休日も働くが(陳, 2007)、賃金上昇を懸念する家庭に配慮し、労働基準法を適用していない(城本, 2010)。シンガポールでも雇用法は適用されず、労働条件は雇主との取決めによるが、極端に賃金が低い(安里, 2006)。韓国でも、外国人家事労働者は規制対象外である。また、闇労働であれば、雇用契約なしで、低賃金・長時間労働となりがちである。オーストリアでは多数の不法就労外国人が雇われていたが、2006年、社会保険料未納等が政治問題化したため、合法化され、規制が整備された(松本, 2011)。西欧等では、労働規制がなくとも集团的労働協約の対象となることがあるため、保護がほとんどないのは、人権よりも介護家庭のニーズを優先する東アジアや家事労働者が少ない北欧等である。なお、社会保険に関しても、保険料負担が重いと、不法就労につながる可能性がある。不法就労が目立つ欧州の国では、社会保険料のGDP比が大きい。イタリアでは、労使双方の負担の重さが不法就労増加の一因である(宮崎, 2013)。オーストリアでも、合法化に合わせ、社会保険料等の負担軽減のための助成制度が設けられた(松本, 2011)。

5. 国際比較の中の日本

以上の分析から、先進国での外国人家事労働者の増加要因は、次のとおり考えられる。第1に、家族主義が強い国では、介護サービスが整備されておらず、女性就労が増加し、介護が困難になれば、その理想を維持するため、家事労働者の需要が増加する。これらの国では現在も女性就労の拡大が続いており、家事労働者の需要増は、活発化した国際労働移動の受け皿となった。第2に、外国人は低賃金でも働くため、潜在的需要が大きい。家族主義が強い国では、介護家庭のニーズに応じて入国管理が行われ、不法就労を含め、家事労働者の供給が確保される。第3に、外国人労働者の供給が確保される限り、介護家庭のニーズに応じた用途制限のない現金給付や労働規制の未適用は、その雇用を促進する。

このような結果を日本に当てはめてみる。日本では、大正時代に女中が定着し、1930年代には、農村出身者を中心に就労女性の6人に1人が女中であった(尾高, 1989)。戦後、家政婦が都市部の家庭で雇用されたが、病院付添婦は看護師にとって代われ、一部は介

護福祉士に移行し、介護の専門職化が進んだ。現在、新たな家事支援サービスの増加が見られるものの、家政婦は1.6万人(2010年)にすぎず、主に高所得層が利用する。外国人家事労働者には在留資格がなく、外交官等の帯同を除けば、不法就労を含め、ほとんどいない。しかし、他国と比較すると、この状況は特異である。高齢者の子との同居は減ったとはいえ(2012年35%)、家族主義は根強く、親の施設入所に罪悪感を持つ者も多い。高齢化率は高く、介護サービスもある程度整備されてきたが、施設利用率は低い。他方、近年、中年女性の就業率はほとんど増加しておらず、短時間労働比率も高い。つまり、家族主義が強く、家事労働者が増加しやすい素地を持つ点は、Aの国々と同じであるが、韓国と同様、女性就労は増加せず、無業又は短時間労働の女性が介護を担ってきたため、家事労働者の需要は増加せず、外国人労働者の導入が議論されることもなかった。

日本では、今後、高齢化が一層進むが、介護支出の抑制方針が示されており、施設入所は要介護3以上に重点化される予定である。また、生活保護のように扶養義務を強化する動きもある。地域包括ケアや互助が強調されているが、家族の負担が増える可能性がある。他方、成長戦略の一環として、女性の活用促進が課題とされている。これを実現しようとする場合、介護サービスが未整備でありながら、女性就労が大きく増加したAの状況に近づくことになり、外国人家事労働者への需要が増加する可能性がある。しかし、現在、家事労働者には労働基準法は適用されず、「家事労働者の適切な仕事に関する条約」も批准されていない。また、法整備を行ったとしても、個々の家庭を監視できなければ、実効性を確保できない。イギリスでは、外国人家事労働者の入国を制限する理由として、外交官による帯同であっても搾取が行われ、その防止手段がないことがあげられた。各国の経験を踏まえると、家庭が直接雇用する形は望ましくない。ベルギーのように事業者が雇用する形であれば、不法就労防止の観点を含め、検討の余地はあろう。

6. 結語

本研究では、多国間比較により、先進国における外国人家事労働者の増加要因の一般化を図り、それを踏まえて日本の現状を考察した。要約すれば、外国人家事労働者が多い国の特徴は強い家族主義であり、介護サービスが不十分な中で、国民負担を増やさずに女性就労を増加させる方策が安価な外国人家事労働者の雇用であった。日本でも、女性就労を拡大させれば、この状況に近づく可能性がある。

2014年6月に閣議決定された「日本再興戦略(改訂2014)」では、国家戦略特区において「家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人家事支援人材の入国・在留が可能となるよう検討を進める」とされた。現時点での議論の落とし所と思われるが、今後、諸外国のように受入れを拡大していこうとするのであれば、介護制度との調整を含め、検討すべき課題が多い。更に言えば、介護政策の選択肢としては、多様な働き方の容認と現金給付を通じ、家族介護を支援する方向、技能のある外国人介護労働者を増加させ、介護サービスを拡充する方向も考えられる。前者は強靱な家族主義を利用する政策であり、後者はそれを弱める政策である。いずれも国民の負担は増加するが、それを避けるため、安価な外国人家事労働者を導入するというのでは、長期的に持続可能なものとはならない。外国人家事労働者は、経済成長等により母国での雇用機会が拡大すれば、帰国する可能性

があるためである。介護のあり方については、長期的視点に立って検討する必要がある。

最後に、本研究では、データの制約のため推計値に依存し、家事労働者の範囲にもあいまいな部分が残った。信データの一層の収集を行い、分析の精度を高めていくことが必要である。また、本研究は各国の現状の比較であるが、長期的な国民意識の変化や送出国側の事情を組み合わせて検討すれば、より有意義な議論を行うことができると考えられる。今後の課題としたい。

引用文献

Arango, J., M. D. Gorfinkiel and D. Moualhi, 2013, Promoting Integration for Migrant Domestic Workers in Spain, ILO.

Avista Consulting Ltd., 2009, Report Skills for Care Desk Research: Migrant Workers in Adult Social Care in England, Skills for Care.

安里和晃, 2006, 「東アジアにおける家事労働の国際商品化とインドネシア人労働者の位置づけ」『異文化コミュニケーション研究』18: 1-33.

安里和晃, 2008, 「介護者としての外国人労働者と結婚移民－台湾における高齢者・障害者の家族介護の変容」『異文化コミュニケーション研究』20: 43-77.

Bettio, F., A. Simonazzi and P. Villa, 2006, “Change in Care Regimes and Female Migration: the ‘Care Drain’ in the Mediterranean,” Journal of European Social Policy, 16(3): 271-85

Bettio, F. and A. Verashchagina, 2010, Long-Term Care for the Elderly: Provisions and Providers in 33 European Countries, European Commission.

Biffi, G., 2011, Migration and Labour Integration in Austria, SOPEMI Report on Labour Migration Austria 2010-11, Danube University Krems.

Bourgeault, I., J. Atanackovic, J. LeBrun, R. Parpia et al., 2009, The Role of Immigrant Care Workers in an Aging Society: The Canadian Context & Experience.

Brick, K., 2011, Regularization in the European Union: The Contentious Policy Tool, Migration Policy Institute.

Cangiano, A., I. Shutes, S. Spencer and G. Leeson, 2009, Migrant Care Workers in Aging Societies: Report on Research Findings in the UK, University of Oxford.

Callister, P., J. Badkar and J. Williams, 2009, Paid Caregivers and Domestic Workers: Some Policy Issues in Relation to Meeting Future Demand in New Zealand, Policy Quarterly, 5(3): 38-43.

Carls, K. 2012, Decent Work for Domestic Workers: the State of Labour Rights, social Protection and Trade Union Initiatives in Europe, ACTRAV/ITC-ILO.

Castagnone, E., E. Salis and V. Premazzi, 2013, Promoting Integration for Migrant Domestic Workers in Italy, ILO.

陳真鳴, 2007, 「台湾における外国人サービスとホームヘルパー」『日本台湾学会報』9: 217-230.

Choon, C., S. Shi'en and A. Chan, 2008, Feminization of Ageing and Long Term Care Financing in Singapore, National University of Singapore.

- Condon, S., E. Lada, A. Charrault and A. Romanini, 2013, Promoting Integration for Migrant Domestic Workers in France, ILO.
- Cox, R., 2006, The Servant Problem: Domestic Employment in a Global Economy, London, I.B. Tauris.
- Da Roit, B. and B. Le Bihan, 2010, “Similar and Yet So Different: Cash-for-Care in Six European Countries’ Long-Term Care Policies,” The Milbank Quarterly, 88(3): 286-309.
- Di Santo, P. and F. Ceruzzi, 2010, Migrant Care Workers in Italy: A Case Study, INTERLINKS.
- Esping-Andersen, G., 1999, Social Foundations of Post Industrial Economies, Oxford University Press.
- FRA, 2011, Migrants in an Irregular Situation Employed in Domestic Work: Fundamental Rights Challenges for the European Union and Its Member States, FRA.
- Eurostat, 2011, Migrants in Europe: Statistical Portrait of the First and Second Generation, EU.
- Fedyuk, O., A. Bartha and V. Zentai, 2014, Migrant Domestic Care Workers: State and Market-based Policy Mix, NEUJOBS.
- Geerts, J., 2011, The Long-Term Care Workforce: Description and Perspectives, ANCIEN.
- Huang, S., B. Yeoh and M. Toyota, 2012, “Caring for the Elderly: the Embodied Labour of Migrant Care Workers in Singapore,” Global Networks, 12(2): 195-215.
- Hugo, G., 2009, “Care Worker Migration, Australia and Development,” Population, Space and Place, 15: 189-203.
- ILO, 2013, Domestic Workers across the World: Global and Regional Statistics and the Extent of Legal Protection, ILO.
- 金貞任, 2008, 「韓国の介護保障」 増田雅暢編著『世界の介護保障』法律文化社: 133-151.
- Lee, H-K., 2006, “Migrant Domestic Workers in Korea: The Effects of Global Householding on Korean-Chinese Domestic Workers,” IDPR, 28(4): 499-514.
- Lipszyc, B., E. Sail and A. Xavier, 2012, Long-Term Care: Need, Use and Expenditure in the EU-27 (Economic Papers 469), European Commission.
- Lutz, H. and E. Palenga-Möllenbeck, 2010, “Care Work Migration in Germany: Semi-Compliance and Complicity,” Social Policy and Society, 9: 419-30.
- Lyon, D. and M. Glucksmann, 2008, “Comparative Configurations of Care Work across Europe,” Sociology, 42: 101-18.
- Martin, S., L. Lowell, E. Gozdzia, M. Bump et al., 2009, The Role of Migrant Care Workers in Aging Societies: Report on Research Findings in the United States, Institute for the Study of International Migration.
- 松本勝明, 2011年, 「ヨーロッパの介護政策」ミネルヴァ書房.
- Mestheneos, E. and J. Triantafyllou, 2005, Supporting Family Carers of Older People in Europe – the Pan – European Background, EUROFAMCARE.

- Michielsen, J., R.Willems, W. Nouwen and S. Jalhay, 2013, Promoting Integration for Migrant Domestic Workers in Belgium, ILO.
- 宮崎理枝, 2013, 「移住家事・ケア労働者とその非可視性－2000年代後半のイタリアの事例から」『大原社会問題研究所雑誌』653: 23-39.
- Nadash, P. and Y.-C. Shih, 2013, “Introducing Social Insurance for Long-Term Care in Taiwan: Key Issues,” International Journal of Social Welfare, 22: 69-79.
- 中島晶子, 2012, 「南欧福祉国家スペインの形成と変容」ミネルヴァ書房.
- OECD, 2011, Help Wanted? Providing and Paying for Long-Term Care, OECD.
- OECD, 2012, International Migration Outlook 2012, OECD.
- 尾高煌之助, 1989, 「女中の時代」中村隆英・尾高煌之助編『二重構造』岩波書店, 133-184.
- 大野俊, 2010, 「岐路に立つ台湾の外国人介護労働者受け入れ: 高齢者介護の市場化と人権擁護の狭間で」『九州大学アジア総合政策センター紀要』5: 69-83.
- Passel, J. and D. Cohn, 2009, A Portrait of Unauthorized Immigrants in the United States, Pew Research Center.
- Pavolini, E. and C. Ranci, 2008, “Restructuring the Welfare State: Reforms in Long-Term Care in Western European Countries,” Journal of European Social Policy, 18: 246-259.
- Schulz, E., 2010, The Long-Term Care System for the Elderly in Denmark, ANCIEN.
- Schneider, U. and B. Trukeschitz, 2008, Changing long-term care needs in ageing societies: Austria’s policy responses, Vienna University of Economics and Business Research Institute for Economics of Aging Institute for Social Policy.
- Schwenken, H. and L. Heimeshoff (ed.), 2011, Domestic Workers Count: Global Data on an Often Invisible Sector, Kassel University Press.
- Shutes, I. and C. Chiatti, 2012, “Migrant Labour and the Marketisation of Care for Older People: The Employment of Migrant Care Workers by Families and Service Providers,” Journal of European Social Policy, 22: 392-405.
- 城本るみ, 2010, 「台湾における外国人介護労働者の雇用」弘前大学人文学部『人文社会論叢. 社会科学篇』24: 27-64
- Tavora, I., 2012, “The Southern European Social Model: Familialism and the High Rates of Female Employment in Portugal,” Journal of European Social Policy, 22(1):63-76.
- Ting, G. and J. Woo, 2009, “Elder Care: is Legislation of Family Responsibility the Solution?” Asian Journal of Gerontology & Geriatrics, 4(2): 72-5.
- Van Hooren, F., 2008, Bringing Policies back in: How Social and Migration Policies Affect the Employment of Immigrants in Domestic Care for the Elderly in the EU-15, Paper prepared for international conference at SFI, Copenhagen, 26-28 June 2008.
- Van Hooren, F., 2012, “Varieties of Migrant Care Work: Comparing Patterns of Migrant Labour in Social Care,” Journal of European Social Policy, 22: 133-147.
- Wall, K. and C. Nunes, 2010, “Immigration, Welfare and Care in Portugal: Mapping the New Plurality of Female Migration Trajectories”, Social Policy and Society, 9(3):

397-408.

Weicht, B., 2010, "Embodying the Ideal Carer: the Austrian Discourse on migrant Carer", International Journal of Aging and Later Life, 5(2): 17-52.

Willemé, P., 2010, The Long-Term Care System for the Elderly in Belgium, ANCIEN.

[表1] 外国人家事労働者の状況

| 外国人 家事労働者 | 国・地域 | ①ILOによる合法的な家事労働者[1] (外国人を含む。) | | ②外国人家事労働者に関するその他の情報 (主なもの) | ③外国人 の対人口 比(%) (2008) | ④不法滞 在者の対 人口比 (%) (2008) |
|------------------|----------|----------------------------------|------------------------------------|---|--------------------------------|--------------------------------------|
| | | 女性雇用 に占める 割合(%) | 人数等 | | | |
| 多い (A) | スペイン | 8.4 | 家事労働者75万人の91%が女性で、ほとんどが外国生まれ(2010) | ・家事労働者66万人のうち社会保障加入者は39万人(2012)[2] ・家庭に雇用された者の45%は不法就労(2012)[2] | 14.2 | 0.94 |
| | イタリア | 4 | 家事労働者42万人の88%が女性、78%が外国生まれ(2008) | ・家事労働者88万人のうち87%が外国生まれ(2011)[3]、要介護度の高い高齢者の36%が外国人を雇用[4] ・不法就労は65~100万人[5]。家庭に雇用された者の51%が不法就労[6] | 7.4 | 1.09 |
| | ギリシャ | 4.8 | 家事労働者9万人の96%が女性(2009) | ・家事労働者の85%が外国生まれ[7] ・不法就労は20万人(2007)[7] | 6.5※ | 2.69 |
| | オーストリア | 0.5 | 家事労働者1万人の92%が女性(2009) | ・家事労働者の32%が外国人(2011)[9] ・不法就労は3.5~17万人[10] | 15.3 | 1.11 |
| | ドイツ | 1.1 | 家事労働者20万人の94%が女性(2009) | ・不法就労を含め、家庭に雇用された100万人のうち、66%が外国生まれ(2008)[3] | 12.9 | 0.73 |
| | シンガポール | [22.9] | — | ・高齢者世帯の17%で雇用[11] ・家事労働者19.6万人の94%が外国生まれ(2010)[12] | 13.1※ (2010) | — |
| | 台湾 | [4.4] | — | ・重度の要介護者のいる世帯の過半数で雇用[13] ・外国人家事労働者は19.6万人(2011)[14] | 2.5 | — |
| 比較的 多い (B) | ポルトガル | 7.2 | 家事労働者18万人の99%が女性(2008) | ・家事労働者の大半はポルトガル人[8] ・不法就労は存在[8] | 6.1 | 1.04 |
| | フランス | 4.1 | 家事労働者59万人の85%が女性、多数が外国生まれ(2009) | ・家庭で働く家事従事者25万人の28%、介護従事者54万人の11%が外国生まれ(2010)[15] ・不法就労は存在[15] | 8.6 | 0.49 |
| | ベルギー | 1.9 | 家事労働者4.2万人の91%が女性(2008) | ・家庭が直接雇用する者は少ないが、サービスパウチャー会社に雇用されている家事労働者15万人のうち27%が外国生まれ(2011)[16] ・不法就労は存在[16] | 13.5 | 0.95 |
| | カナダ | 0.9 | 家事労働者7.3万人の95%が女性(2008) | ・育児・家事労働者の21%が外国生まれ(2002)[17] ・不法就労は存在[17] | 19.4 | 3~6 |
| | アメリカ | 0.9 | 家事労働者67万人の91%が女性、多くが外国生まれ(2010) | ・家庭に雇用された者の47%が外国生まれ(23%が不法就労)(2008)[18] | 12.5 | 3.94 |
| | 韓国 | 1.5 | 家事労働者15万人の97%が女性(2008) | ・家事労働者の16%が外国生まれ(2010)[12] ・不法就労は登録家事労働者の2~3倍[10] | 1.8※ | 0.43 |
| 少ない (C) | イギリス | 0.6 | 家事労働者14万人の61%が女性 | ・外交官等が帯同する外国人家事労働者1.5万人/年の94%が帰国[19] ・不法就労の情報なし[20]、ロンドンの不法就労割合は14%[10] | 11 | 0.73 |
| | オランダ | 0.1 | 女性家事労働者5000人(2008) | ・家事労働者の11%が外国生まれ(2008)[21] ・不法就労は少ない[5] | 10.9 | 0.79 |
| | デンマーク | 0.3 | 女性家事労働者3600人(2007) | ・住込みはいない[22] | 7.3 | — |
| | フィンランド | 0.3 | 女性家事労働者4200人(2008) | ・住込みはいない[22] | 4.1 | — |
| | ノルウェー | 0.1 | 女性家事労働者1000人(2008) | ・住込みはいない[22] | 10.3 | 0.39 |
| | スウェーデン | — | — | ・住込みはいない[22] | 13.9 | 0.34 |
| | ニュージーランド | 0.2 | 女性家事労働者2100人(2008) | ・家事労働者の33%が外国生まれ[23] ・不法就労は少ない[23] | 22.3 | 0.42 |
| | オーストラリア | 0.1 | 女性家事労働者3600人(2010) | ・少ない[24] | 25.8 | 0.23 |
| 日本 | 0.1 | 女性家事労働者2.7万人(2005) | ・ほとんどいない | 1.7※ | 0.16 | |

(注) ③の※は外国籍の割合。

(出典) ①は[1]ILO(2013)、②は[2]Arango(2013)、[3]Carls(2012)、[4]Shutes and Chiatti.(2012)、[5]Van Hooren(2012)、[6]Castagnone et al.(2013)、[7]Di Santo and Ceruzzi(2010)、[8]Wall and Nunes(2010)、[9]Biffi(2011)、[10]Schwenken and Heinhoff(2011)、[11]International Longevity Centre(2011)、[12]OECD(2012)、[13]安里(2008)、[14]台湾行政院勞工委員会、[15]Condon et al.(2013)、[16]Michielson et al.(2013)、[17]Bourgeault et al.(2009)、[18]Passal and Cohn(2009)、[19]UKBA、[20]Avista Consulting Ltd. (2009)、[21]Geerts(2011)、[22]SFI(2011)、[23]Callister et al.(2009)、[24]Hugo(2009)。ただし、シンガポールと台湾は筆者推計。③・④はOECD(2012)。ただし、③のシンガポールと台湾は政府統計、④のカナダは[17]等による筆者推計。

[表2] 外国人家事労働者の増加に関係すると考えられる要因

| 外国人 家事労働者 | 国・地域 | 家族主義 | | | 介護サービス | | 女性労働(45~54歳) | | | 高齢化(75歳以上) | | 入国管理 | 現金給付 | | 労働規制 | | 社会保険 |
|------------------|----------|------------|--|-------------------------|-------------------------|-----------------------------------|--------------|-----------------|----------------|------------|-----------------|------------|-----------------------------|-----------------------------------|-------------|----------|----------------|
| | | ①法的な親の扶養義務 | ②親が1人で生活できなくなった場合、子どもと同居すべきと考える者の割合(%) | ③週20時間以上介護する家族介護者の割合(%) | ④介護施設を利用する65歳以上の者の割合(%) | ⑤介護サービス(現物)の1人当たり実質公的支出(PPP, 米ドル) | ⑥労働力率(%) | ⑦労働力率の増加(%ポイント) | ⑧パートタイム労働比率(%) | ⑨高齢化率(%) | ⑩高齢化率の増加(%ポイント) | ⑪明示的な受入れ政策 | ⑫現金給付の1人当たり実質公的支出(PPP, 米ドル) | ⑬要介護者向けの使途の規制がない又は緩やかな現金給付(主要なもの) | ⑭週労働時間上限の適用 | ⑮最低賃金の適用 | ⑯社会保険料のGDP比(%) |
| | | | 2007 | 2007 | 2009年頃 | 2008 | 2008 | 1990-2008 | 2008 | 2008 | 1990-2008 | | 2008 | 2008 | | | 2008 |
| 多い (A) | スペイン | あり | 39 | 52 | 1.3 | 166 | 66 | 34 | 19 | 8.3 | 2.7 | あり | 105 | あり | あり | あり | 13 |
| | イタリア | あり | 28 | 39 | — | 43 | 61 | 21 | 30 | 9.7 | 3.1 | あり | 436 | あり | あり | あり | 14 |
| | ギリシャ | あり | 49 | 45 | — | 19 | 60 | 19 | 13 | 8.7 | 2.7 | あり | 152 | あり | なし | なし | 13 |
| | オーストリア | あり | 17 | 30 | — | 229 | 80 | 17 | 29 | 7.9 | 1.0 | なし | 281 | あり | 一部あり | あり | 16 |
| | ドイツ | あり | 25 | 30 | 3.8 | 162 | 82 | 23 | 41 | 8.5 | 1.4 | なし | 275 | あり | なし | なし | 17 |
| | シンガポール | あり | (多い) | (多い) | (小さい) | (小さい) | 64 | 24 | 14 | 3.3 | 1.1 | あり | — | あり | なし | なし | — |
| | 台湾 | あり | (多い) | (多い) | (小さい) | (小さい) | 55 | 11 | 13 | 4.5 | 2.6 | あり | — | あり | なし | なし | — |
| 比較的 多い (B) | ポルトガル | あり | 44 | — | 0.9 | 1 | 77 | 20 | 11 | 8.3 | 3.0 | なし | 20 | なし | 一部あり | あり | 12 |
| | フランス | あり | 18 | 27 | 4.3 | 84 | 83 | 18 | 21 | 8.7 | 2.0 | なし | 233 | なし | あり | あり | 18 |
| | ベルギー | あり | 17 | 32 | 6.7 | 155 | 71 | 32 | 38 | 8.6 | 1.9 | なし | 64 | あり | なし | あり | 16 |
| | カナダ | あり | — | — | 3.6 | — | 82 | 13 | 20 | 6.5 | 1.9 | あり | 0.3 | なし | 州による | 州による | 4 |
| | アメリカ | あり(30州) | — | 34 | 3.9 | 4 | 76 | 5 | 11 | 6.0 | 0.0 | なし | 132 | 州による | あり | あり | 7 |
| | 韓国 | あり | (多い) | 62 | 1.1 | 34 | 63 | 1 | 11 | 3.6 | 2.0 | あり | 76 | なし | なし | なし | 6 |
| 少ない (C) | イギリス | なし | 20 | 27 | — | 256 | 80 | 8 | 34 | 7.2 | 0.0 | なし | 416 | 一部あり | なし | あり | 8 |
| | オランダ | なし | 4 | 25 | 6.6 | 328 | 77 | 31 | 62 | 6.8 | 1.3 | なし | — | なし | あり | あり | 15 |
| | デンマーク | なし | 7 | 15 | 4.5 | 967 | 87 | 3 | 14 | 7.0 | 0.0 | なし | 73 | なし | なし | なし | 2 |
| | フィンランド | なし | 7 | — | 4.8 | 330 | 89 | 2 | 7 | 7.8 | 2.2 | なし | 80 | あり | 一部あり | なし | 12 |
| | ノルウェー | なし | — | — | 5.6 | 848 | 84 | 5 | 24 | 7.4 | 0.4 | なし | 65 | あり | なし | なし | 9 |
| | スウェーデン | なし | 4 | 13 | 5.9 | 1371 | 88 | -3 | 14 | 8.7 | 0.7 | なし | 5 | なし | あり | なし | 9 |
| | ニュージーランド | なし | — | — | 5.3 | 0 | 82 | 8 | 29 | 5.8 | 1.3 | なし | 436 | あり | あり | あり | 1 |
| | オーストラリア | なし | — | 27 | 7 | 263 | 77 | 16 | 33 | 6.2 | 1.9 | なし | 56 | なし | あり | あり | 0 |
| 日本 | | あり | (多い) | 34 | 2.8 | 398 | 74 | 5 | 36 | 10.4 | 5.5 | なし | 35 | なし | なし | なし | 11 |
| 22か国の平均 | | — | 21 | 33 | 4.3 | 298 | 75 | 14 | 24 | 7.3 | 1.8 | — | 155 | — | — | — | 10 |

(注) 網掛けは、平均を上回る部分及び「あり」と記載した部分。②~⑤のシンガポール、台湾、韓国、日本の括弧書は、筆者の判断により記載。③の日本は平成22年度国民生活基礎調査によるほとんど終日及び半日程度介護する者の割合。⑤・⑩はOECDの社会支出における高齢と障害を合わせたもの。⑦のシンガポールは1991~2008年、オーストリアは1994~2008年の増加。⑧のシンガポール・台湾は15~64歳の数値。

(出典) ①はMestheneos and Triantafyllou(2005); 陳(2007); Ting and Woo(2009)等、②はSpecial Eurobarometer 283/Wave 67.3、③・④はOECD(2011a)、⑤~⑩・⑫・⑬はOECD Stat.、⑬はOECD(2011a); Bettio and Verashchagina(2010)等、⑭・⑮はILO(2013)等による。ただし、台湾とシンガポールの⑥~⑩は政府統計。

[表3] 家事労働者の女性雇用に占める割合の決定要因

| | モデル1 | モデル2 | モデル3 |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ①45～54歳女性労働力率 | -0.013 (-0.765) | 0.002 (0.095) | 0.003 (0.155) |
| ②①×法的扶養義務ダミー(有=1,無=0) | 0.083** (4.181) | 0.081** (3.932) | 0.096** (3.976) |
| ③1人当たり実質介護支出(現物)(PPP, US\$) | | -0.002 (-1.455) | -0.001 (-1.425) |
| ④75歳以上人口割合 | | | -0.142 (-1.164) |
| N | 111 | 102 | 102 |
| 調整済決定係数 | 0.982 | 0.984 | 0.984 |

(注) ()内はt値。*、**はそれぞれ5、1%水準で有意であることを示す。

(出典)ILO及びOECDの14か国のデータ(1999～2008年)により筆者推計。